# 人 事 行 政 の 運 営 等 の 状 況

令和５年１２月

姫　路　市

姫路市における人事行政の運営等の状況について

## 1　職員の任免及び職員数に関する状況

### (1)　職員の採用・退職の状況

（単位：人）

| 区　　　分 | 令和４年度中退職 | 令和５年４月１日採用<br>（令和４年度中の採用を含む。） |
|---|---|---|
| 事務職 | 40 | 51 |
| 土木・農業土木 | 10 | 10 |
| 建築 | 3 | 2 |
| 電気 | | 1 |
| 機械 | | 1 |
| 造園 | | |
| 農業 | | |
| 林学 | | |
| 化学・理化学 | 1 | 2 |
| 医師 | | 1 |
| 精神保健福祉相談員 | | |
| 獣医師 | | 1 |
| 薬剤師 | | 2 |
| Ｘ線技師 | | |
| 保健師 | 4 | 6 |
| 保育士 | 17 | 23 |
| 水産 | 1 | 2 |
| 文化財発掘技師 | 1 | |
| 城郭研究専門員 | | |
| 管理栄養士 | | 1 |
| 栄養士 | 1 | |
| 言語聴覚士 | | |
| 司書 | 1 | |
| 理学療法士 | | 1 |
| 作業療法士 | | |
| 歯科衛生士 | | 2 |
| 介護福祉士 | | |
| 臨床心理士 | | 1 |
| 主任介護支援専門員 | | 1 |
| 臨床検査技師 | | |
| 食品衛生監視員 | 1 | |
| 看護師・准看護師 | 1 | 1 |
| 天文 | 1 | |
| 船員 | | |
| 学芸員（美術） | | 1 |
| 学芸員（科学） | | 1 |
| 語学専門員 | | |
| 社会福祉士 | | 4 |
| 法務職 | 1 | 1 |
| 消防吏員 | 15 | 26 |
| 作業員・用務員等 | 16 | 6 |
| 調理員 | 3 | 2 |
| 割愛等 | 3 | 4 |
| 計 | 120 | 154 |

（注）　教育職（教員等）を除く。

## (2)　部門別職員数の状況と主な増減理由（各年４月１日現在）

| 部門 | | 区分 | 職員数 令和4年 | 職員数 令和5年 | 対前年増減数 | 主な増減理由 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議　　会 | 25 | 24 | ▲ 1 | 業務見直し |
| | | 総　　務 | 536 | 553 | 17 | スマートシティ事業の推進<br>国際交流事業の移管 |
| | | 税　　務 | 121 | 122 | 1 | 欠員補充 |
| | | 労　　働 | 4 | 4 | 0 | |
| | | 農林水産 | 78 | 79 | 1 | ゼロカーボンシティ事業の推進 |
| | | 商　　工 | 133 | 135 | 2 | 道の駅整備事業の推進 |
| | | 土　　木 | 406 | 409 | 3 | 手柄山中央公園再整備事業の推進<br>新駅・新道路整備事業の推進 |
| | | 民　　生 | 724 | 732 | 8 | ヤングケアラー支援や児童虐待防止体制強化 |
| | | 衛　　生 | 472 | 483 | 11 | 思春期保健と母子保健事業の推進 |
| | | 計 | 2,499 | 2,541 | 42 | |
| | 教育部門 | | 591 | 570 | ▲ 21 | 施設の統廃合等 |
| | 消防部門 | | 578 | 589 | 11 | 消防・救急体制の強化 |
| | 小　　計 | | 3,668 | 3,700 | 32 | |
| 公営企業等会計部門 | 水　　道 | | 115 | 114 | ▲ 1 | 業務見直し |
| | 交　　通 | | | | 0 | |
| | 下 水 道 | | 94 | 89 | ▲ 5 | 業務見直し |
| | そ の 他 | | 107 | 109 | 2 | 業務の増加 |
| | 小　　計 | | 316 | 312 | ▲ 4 | |
| 合　　計 | | | 3,984<br>[4,324] | 4,012<br>[4,324] | 28 | |

（注）１　職員数は一般職に属する職員数である。
　　　２　[　　　]内は、条例定数の合計である。

(3)　職員年齢別構成状況（令和５年４月１日）

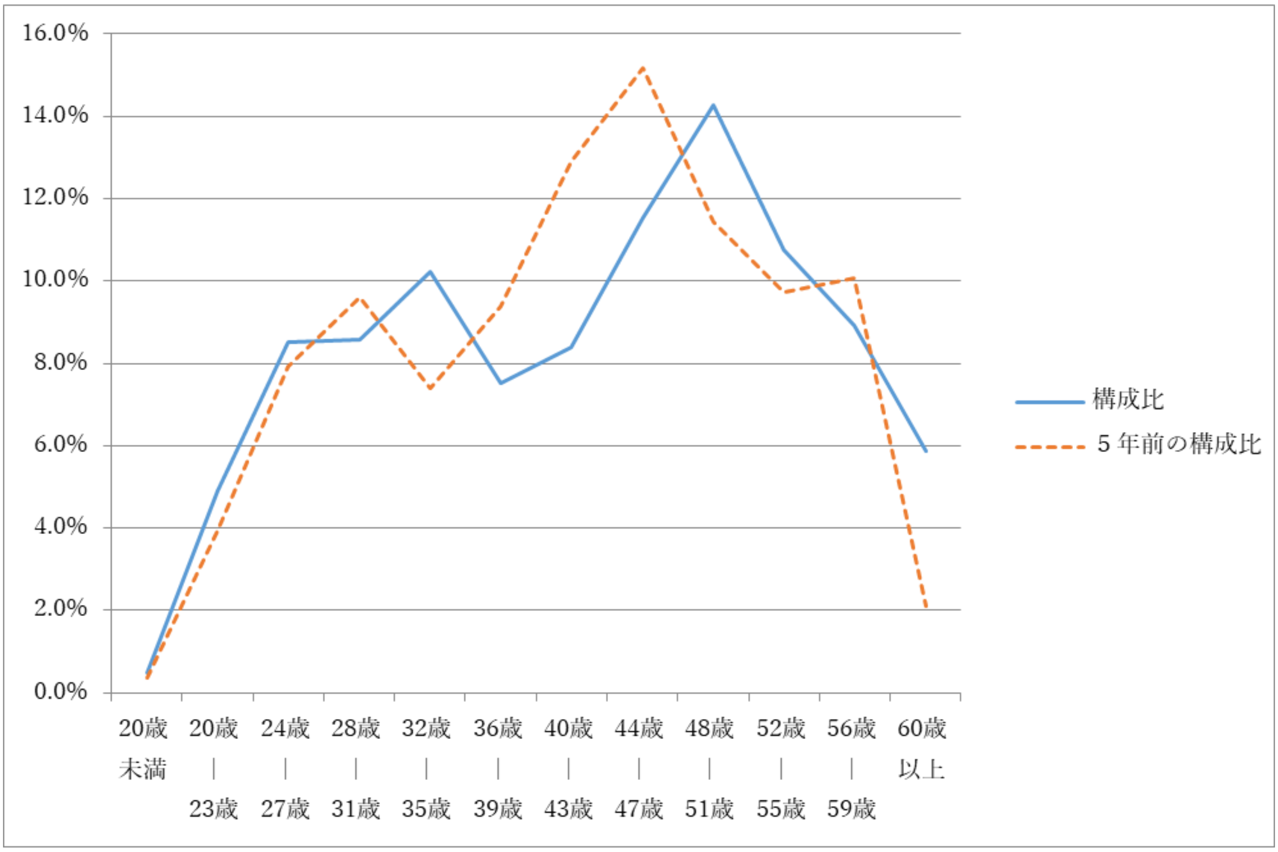


（単位：人）

| 区分 | 20 歳未満 | 20 歳｜23 歳 | 24 歳｜27 歳 | 28 歳｜31 歳 | 32 歳｜35 歳 | 36 歳｜39 歳 | 40 歳｜43 歳 | 44 歳｜47 歳 | 48 歳｜51 歳 | 52 歳｜55 歳 | 56 歳｜59 歳 | 60 歳以上 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 職員数 | 20 | 197 | 341 | 344 | 410 | 302 | 336 | 463 | 573 | 432 | 358 | 236 | 4, 012 |

(4)　職員数の推移

（単位：人・%）

| 年度 / 部門別 | 30 年 | 元年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 過去 5 年間の増減数（率） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政 | 2, 334 | 2, 366 | 2, 417 | 2, 440 | 2, 499 | 2, 541 | 207（　8. 1%） |
| 教育 | 633 | 635 | 631 | 628 | 591 | 570 | ▲63（▲11. 1%） |
| 消防 | 563 | 561 | 569 | 576 | 578 | 589 | 26（　4. 4%） |
| 普通会計計 | 3, 530 | 3, 562 | 3, 617 | 3, 644 | 3, 668 | 3, 700 | 170（　4. 6%） |
| 公営企業等会計計 | 342 | 336 | 335 | 336 | 316 | 312 | ▲30（▲9. 6%） |
| 総合計 | 3, 872 | 3, 898 | 3, 952 | 3, 980 | 3, 984 | 4, 012 | 140（　3. 5%） |

（注）　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。ただし、令和 3 年度から教育部門の臨時的任用職員を除外。

## ２　職員の人事評価の状況

平成 26 年に地方公務員法の改正により、従来の勤務評定に替え、より客観性、透明性の高い人事評価制度が法律上の制度として導入されました。

この制度は、評価結果を、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎資料として活用しようとするものですが、評価を行う過程において職員一人ひとりが自ら成長していく、また、上司と部下のコミュニケーションを通じて、組織内の意識の共有化や業務改善等にも寄与する制度です。

〇人事評価制度の概要

| | |
|---|---|
| 評価回数 | 能力・行動評価、業績評価ともに年２回実施 |
| 評価期間 | 前期　4 月 1 日から 9 月 30 日まで<br>後期　10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで |
| 制度の流れ | 年度当初に業務目標を設定、評価期間ごとに自己評価→第一評価（評価者評価）→第二評価（調整者評価）の順に評価を実施し、最終的な評価結果を評価者から本人へ面談を通じてフィードバックを行う。 |

〇制度の構成

「能力・行動評価」「業績評価」により構成

①　能力・行動評価

職員の職務上の行動等を通じて発揮された能力を把握した上で評価を実施

②　業績評価

目標管理評価：職員自らが具体的な業務の目標を立て、その達成度を把握した上で評価を実施

その他業績評価：目標管理を行う業務以外に担当する業務（その他の通常業務等）について、その質、結果や進捗状況といった観点から評価を実施

# ３－１　職員の給与の状況（公営企業を除く）

## １　総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

| 区　分 | 住民基本台帳人口（令和5年1月1日） | 歳 出 額 A | 実質収支 | 人 件 費 B | 人件費率 B／A | (参考) 2年度の人件費率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | ％ | ％ |
| 令和4年度 | 528,459 | 230,312,660 | 5,770,252 | 35,504,150 | 15.4 | 15.4 |

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

| 区分 | 職員数 A | 給与費 給料 | 給与費 職員手当 | 給与費 期末・勤勉手当 | 給与費 計 B | (参考) 一人当たり給与費 B／A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 人 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 令和4年度 | 3,668 | 14,649,236 | 3,622,549 | 5,584,214 | 23,855,999 | 6,504 |

（注）１　職員手当には、退職手当を含まない。
　　　２　職員数は、令和４年４月１日現在の人数である。
　　　３　給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務のものに限る。）の給与費が含まれているが、職員数には当該職員を含んでいない。

### (3) ラスパイレス指数の状況

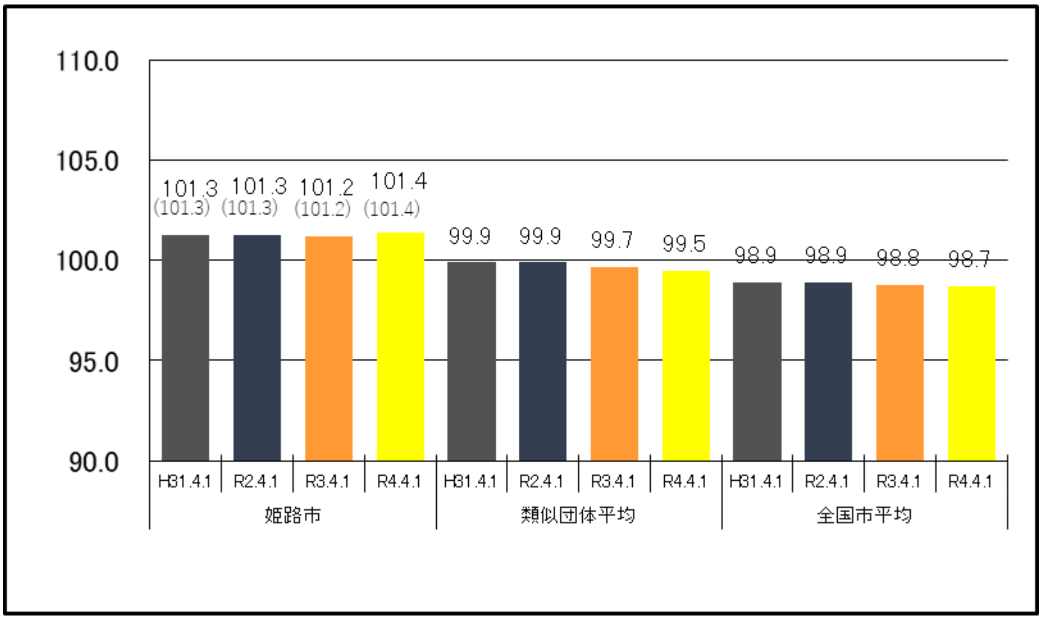


（注）１　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数をいう。
　　　２　()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

## ２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和５年４月１日現在）

①　一般行政職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額<br>（国比較ベース） |
|---|---|---|---|---|
| 姫路市 | 44.0歳 | 330,800円 | 428,871円 | 367,817円 |
| 国 | 42.4歳 | 322,487円 | 404,015円 | — |

②　技能労務職

| 区　分 | 公　務　員 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額<br>（A） | 平均給与月額<br>(国比較ベース) |
| 姫路市 | 50.6歳 | 535人 | 335,700円 | 411,835円 | 357,516円 |
| うち 清掃職員 | 49.9歳 | 198人 | 340,100円 | 448,031円 | 365,887円 |
| うち 学校給食員 | 48.8歳 | 84人 | 347,000円 | 381,868円 | 366,301円 |
| うち 守衛 | 51.4歳 | 35人 | 349,200円 | 463,267円 | 369,229円 |
| うち 用務員 | 56.2歳 | 75人 | 322,700円 | 354,831円 | 337,327円 |
| うち 自動車運転手 | 57.2歳 | 6人 | 326,900円 | 414,250円 | 340,400円 |
| 国 | 51.2歳 | 1,941人 | 286,942円 | 329,178円 | — |

| 区　分 | 民　　間 | | | 参　考 |
|---|---|---|---|---|
| | 対応する民間の<br>類似職種 | 平均年齢 | 平均給与月額<br>（B） | A/B |
| 姫路市 | — | — | — | — |
| うち 清掃職員 | 廃棄物処理業 | 47.3歳 | 310,800円 | 1.44 |
| うち 学校給食員 | 飲食物調理従事者<br>（平成31年調査までは「調理士」） | 43.9歳 | 265,600円 | 1.44 |
| うち 守衛 | 警備員<br>（平成31年調査までは「守衛」） | 53.2歳 | 251,900円 | 1.84 |
| うち 用務員 | 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者<br>（平成31年調査までは「用務員」） | 49.1歳 | 241,700円 | 1.47 |
| うち 自動車運転手 | 乗用自動車運転者（タクシー運転者を除く）<br>（平成31年調査までは「自家用乗用自動車運転者」） | 60.5歳 | 245,800円 | 1.69 |

| 区　分 | 参　　考 | | |
|---|---|---|---|
| | 年収ベース(試算値)の比較 | | |
| | 公務員<br>(C) | 民間<br>(D) | C/D |
| 姫路市 | — | — | — |
| うち 清掃職員 | 6,993,972円 | 4,321,100円 | 1.62 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| うち 学校給食員 | 6,235,016円 | 3,512,000円 | 1.78 |
| うち 守衛 | 7,218,104円 | 3,371,600円 | 2.14 |
| うち 用務員 | 5,637,672円 | 3,253,900円 | 1.73 |
| うち 自動車運転手 | 6,572,400円 | 3,215,900円 | 2.04 |

※　民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータ（令和２年～令和４年の３か年平均）が１２月１日現在未公表であるため、それらを使用する項目を空欄としている。

※　技能労務職の職種と民間の職種等の比較に当たり、年齢、職業内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※　年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を１２倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③　消防職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額（国比較ベース） |
|---|---|---|---|---|
| 姫路市 | 37.9歳 | 300,800円 | 393,270円 | 334,261円 |

④　高等学校教育職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|---|---|---|---|
| 姫路市 | 44.9歳 | 365,800円 | 405,272円 |

⑤　幼稚園教育職

| 区　分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|---|---|---|---|
| 姫路市 | 38.6歳 | 299,000円 | 335,765円 |

（注）１　「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

## (2) 職員の初任給の状況（令和５年４月１日現在）

| 区　分 | | 姫　路　市 | 国 |
|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大 学 卒 | 194,800円 | 189,700円 |
| | 高 校 卒 | 161,600円 | 154,600円 |
| 技能労務職 | 高 校 卒 | 158,400円 | － |
| 消　防　職 | 大 学 卒 | 196,100円 | － |
| | 高 校 卒 | 169,000円 | － |
| 高等学校教育職 | 大 学 卒 | 215,800円 | － |
| 幼稚園教育職 | 大 学 卒 | 187,100円 | － |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和５年４月１日現在）

| 区　　分 | | 経験年数10年 | 経験年数20年 | 経験年数25年 | 経験年数30年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一般行政職 | 大学卒 | 272,445円 | 364,063円 | 381,202円 | 418,142円 |
| | 高校卒 | 223,267円 | 284,760円 | 350,750円 | 376,782円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 201,800円 | 310,300円 | 358,650円 | 371,829円 |
| | 中学卒 | － | 247,575円 | 318,975円 | 360,700円 |
| 消防職 | 大学卒 | 269,927円 | 361,400円 | 387,182円 | 394,840円 |
| | 高校卒 | 243,086円 | 327,478円 | 368,867円 | 389,817円 |
| 高等学校教育職 | 大学卒 | 312,925円 | 392,300円 | 408,800円 | － |
| 幼稚園教育職 | 大学卒 | 247,500円 | － | 382,300円 | － |

## ３　一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和５年４月１日現在）

| 区　分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 | １号給の給料月額 | 最高号給の給料月額 |
|---|---|---|---|---|---|
| １　級 | 事務員、技術員 | 54人 | 3.1% | 154,600円 | 239,300円 |
| ２　級 | 主事補、技師補 | 145人 | 8.4% | 166,100円 | 288,200円 |
| ３　級 | 主事、技師 | 292人 | 17.0% | 194,100円 | 337,300円 |
| ４　級 | 主任、技術主任 | 512人 | 29.8% | 249,300円 | 381,000円 |
| ５　級 | 係長 | 362人 | 21.0% | 270,800円 | 393,000円 |
| ６　級 | 課長補佐 | 123人 | 7.2% | 292,700円 | 411,200円 |
| ７　級 | 課長 | 146人 | 8.5% | 305,100円 | 444,900円 |
| ８　級 | 部長 | 66人 | 3.8% | 316,100円 | 468,600円 |
| ９　級 | 局長 | 20人 | 1.2% | 359,900円 | 527,500円 |

（注）　１　姫路市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
　　　　２　標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

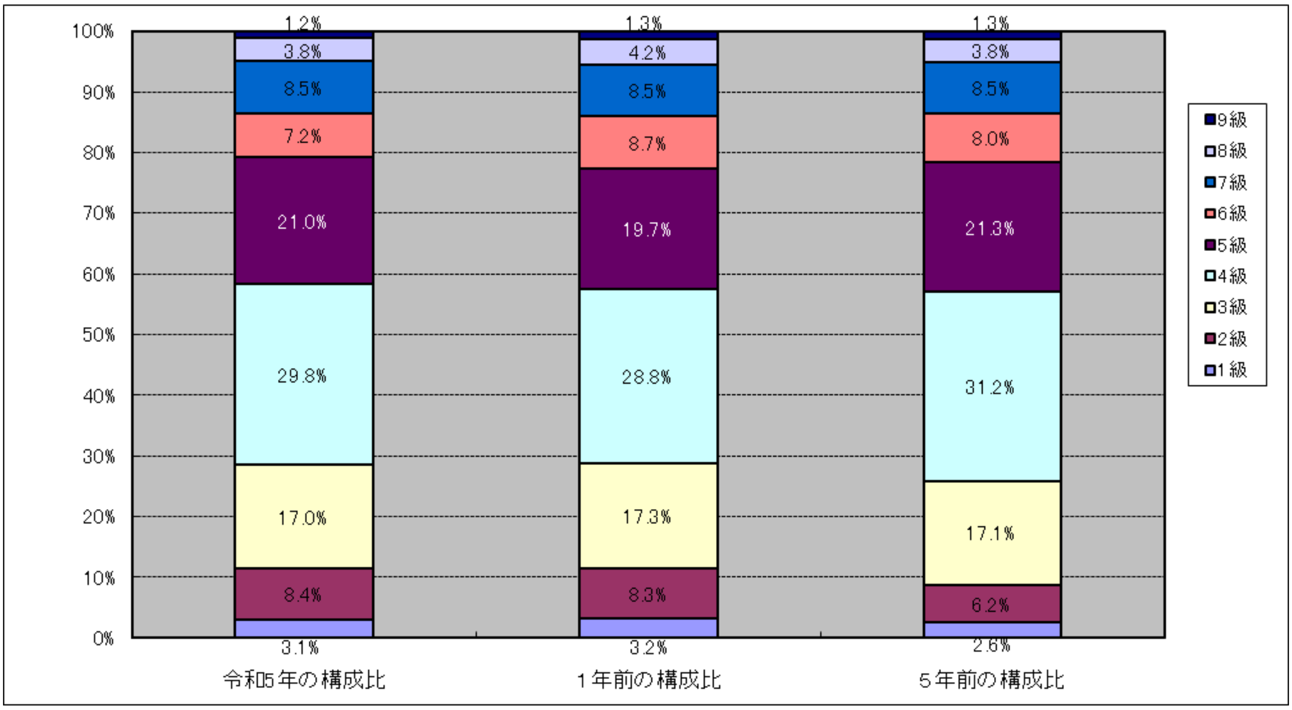

### (2) 昇給への人事評価の活用状況

<table>
<tr><th colspan="2">令和４年４月２日から令和５年４月１日までにおける運用</th><th colspan="2">管理職員</th><th colspan="2">一般職員</th></tr>
<tr><td colspan="2">イ． 人事評価を活用している</td><td colspan="2">○</td><td colspan="2">○</td></tr>
<tr><td></td><td>活用している昇給区分</td><td>昇給可能な区分</td><td>昇給実績がある区分</td><td>昇給可能な区分</td><td>昇給実績がある区分</td></tr>
<tr><td></td><td>上位、標準、下位の区分</td><td>○</td><td></td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>上位、標準の区分</td><td></td><td>○</td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td></td><td>標準、下位の区分</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>標準の区分のみ（一律）</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ロ． 人事評価を活用していない</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>活用予定時期</td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

## 4　職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

| 姫路市 | 国 |
|---|---|
| 1人当たり平均支給額<br>(令和4年度)<br>1,472千円 | ― |
| (令和4年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.40月分　2.00月分<br>(1.35)月分　(0.95)月分 | (令和4年度支給割合)<br>期末手当　勤勉手当<br>2.40月分　2.00月分<br>(1.35)月分　(0.95)月分 |
| (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置・役職加算　5～20% | (加算措置の状況)<br>職制上の段階、職務の級等による加算措置<br>・役職加算　5～20%<br>・管理職加算 10～25% |

(注) (　)内は、再任用職員に係る支給割合である。

○　勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

| 令和4年度中における運用 | | 管理職員 | | 一般職員 | |
|---|---|---|---|---|---|
| イ.　人事評価を活用している | | ○ | | ○ | |
| | 活用している成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 | 支給可能な成績率 | 支給実績がある成績率 |
| | 上位、標準、下位の成績率 | ○ | | ○ | |
| | 上位、標準の成績率 | | ○ | | ○ |
| | 標準、下位の成績率 | | | | |
| | 標準の成績率のみ(一律) | ＼ | | ＼ | |
| ロ.　人事評価を活用していない | | | | | |
| | 活用予定時期 | | | | |

### (2) 退職手当（令和５年４月１日現在）

| 姫路市 | 国 |
|---|---|
| （支給率）　自己都合　応募認定・定年<br>勤続20年　19.6695月分　24.586875月分<br>勤続25年　28.0395月分　33.27075月分<br>勤続35年　39.7575月分　47.709月分<br>最高限度額　47.709月分　47.709月分<br><br>その他の加算措置<br>定年前早期退職特例措置<br>2%～45%加算<br><br>１人当たり平均支給額<br>自己都合　応募認定・定年<br>3,512千円　18,365千円 | （支給率）　自己都合　応募認定・定年<br>勤続20年　19.6695月分　24.586875月分<br>勤続25年　28.0395月分　33.27075月分<br>勤続35年　39.7575月分　47.709月分<br>最高限度額　47.709月分　47.709月分<br><br>その他の加算措置<br>定年前早期退職特例措置<br>2%～45%加算 |

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当（令和５年４月１日現在）

| 支給実績(令和４年度決算) | | | 468,523 千円 |
|---|---|---|---|
| 支給職員１人当たり平均支給年額(令和４年度決算) | | | 123,817 円 |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度(支給率) |
| 姫路市(医師以外) | 3% | 3,776 人 | 3% |
| 姫路市(医師) | 16% | 5 人 | 16% |
| 東京都 | 20% | 3 人 | 20% |
| 地域手当補正後ラスパイレス指数<br>(ラスパイレス指数) | | | 101.4<br>(101.4) |

（注）　地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数をいう。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出）

### (4) 特殊勤務手当（令和５年４月１日現在）

| | |
|---|---|
| 支給実績(令和4年度決算) | 131,430千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算) | 92,752円 |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度) | 36.8% |
| 手当の種類(手当数) | 33種 |
| 手当の詳細(名称、支給対象職員･業務、支給額及び支給実績(令和4年度決算)) | (別紙1)特殊勤務一覧表参照 |

### (5) 時間外勤務手当

| | |
|---|---|
| 支給実績(令和4年度決算) | 1,273,605千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算) | 398千円 |
| 支給実績(令和3年度決算) | 1,300,638千円 |
| 職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算) | 418千円 |

（注）　職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

## (6) その他の手当（令和５年４月１日現在）

<table>
<tr><th>手　当　名</th><th>内容及び支給単価</th><th>国の制度との異同</th><th>国の制度と異なる内容</th><th>支給実績（令和4年度決算）</th><th>支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）</th></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td>扶養親族のある職員に支給される。<br>〇配偶者6,500 円<br>〇扶養親族である子<br>　1 人につき10,000 円<br>〇配偶者又は子以外の扶養親族<br>　局長級の職員　支給なし<br>　部長級の職員　1 人につき3,500 円<br>　その他の職員　1 人につき6,500 円<br>〇満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円を加算</td><td>同</td><td>—</td><td>407,308千円</td><td>251,425円</td></tr>
<tr><td>住居手当</td><td>借家28,000円(限度額)</td><td>同</td><td>—</td><td>213,195千円</td><td>285,402円</td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員(通勤距離が片道2km以上)に支給される。<br>〇交通機関等の利用者<br>定期券等の価額(6か月定期)により支給される。<br>(限度額:1か月当たり55,000円)<br>〇自動車、自転車等の使用者
<table>
<tr><th>通勤距離</th><th>月額</th></tr>
<tr><td>2 km未満</td><td>不支給</td></tr>
<tr><td>2 km以上 5 km未満</td><td>4,100 円</td></tr>
<tr><td>5 km以上 10 km未満</td><td>6,200 円</td></tr>
<tr><td>10 km以上 15 km未満</td><td>8,300 円</td></tr>
<tr><td>15 km以上 20 km未満</td><td>10,400 円</td></tr>
<tr><td>20 km以上 25 km未満</td><td>12,900 円</td></tr>
<tr><td>25 km以上 30 km未満</td><td>15,800 円</td></tr>
<tr><td>30 km以上 35 km未満</td><td>18,700 円</td></tr>
<tr><td>35 km以上 40 km未満</td><td>21,600 円</td></tr>
<tr><td>40 km以上 45 km未満</td><td>24,400 円</td></tr>
<tr><td>45 km以上 50 km未満</td><td>26,200 円</td></tr>
<tr><td>50 km以上 55 km未満</td><td>28,000 円</td></tr>
<tr><td>55 km以上 60 km未満</td><td>29,800 円</td></tr>
<tr><td>60 km以上</td><td>31,600 円</td></tr>
</table>
徒歩　　不支給</td><td>異</td><td>自動車、自転車等の使用者の通勤距離ごとの支給額が相違</td><td>393,965千円</td><td>116,765円</td></tr>
<tr><td>休日勤務手　当</td><td>休日(国民の祝日及び年末年始の休日)に勤務することを命ぜられた職員に支給される。</td><td>同</td><td>—</td><td>302,357千円</td><td>209,679円</td></tr>
<tr><td>夜間勤務手　当</td><td>正規の勤務時間として深夜(午後10時～翌朝5時)に勤務した職員に支給される。</td><td>同</td><td>—</td><td>55,261千円</td><td>95,607円</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>手　当　名</th><th>内容及び支給単価</th><th>国の制度との異同</th><th>国の制度と異なる内容</th><th>支給実績（令和4年度決算）</th><th>支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）</th></tr>
<tr><td>管理職手　当</td><td>管理又は監督の地位にある職員に支給される。
<table>
<tr><th></th><th>月額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">局長級</td><td>局長 128,000円</td></tr>
<tr><td>理事 103,000円</td></tr>
<tr><td>部長級</td><td>94,000円</td></tr>
<tr><td>課長級</td><td>77,000円</td></tr>
<tr><td>課長補佐級 ※</td><td>42,000円</td></tr>
<tr><td>係長級 ※</td><td>38,000円</td></tr>
<tr><td>校長</td><td>68,300円</td></tr>
<tr><td>教頭</td><td>52,900円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">幼稚園園長</td><td>専任園長42,000円</td></tr>
<tr><td>園長38,000円</td></tr>
<tr><td>管理指導主事</td><td>56,000円</td></tr>
<tr><td>指導主事</td><td>29,000円</td></tr>
</table>
※出先機関の長である職員に限る。</td><td>異</td><td>区分ごとの支給額相違</td><td>357,760千円</td><td>793,259円</td></tr>
<tr><td>管理職員特別勤務手当</td><td>管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等又は平日の深夜に勤務した場合は、勤務1回につき次の額が管理職員特別勤務手当として支給される。
<table>
<tr><th rowspan="3">管理職員<br>(身分名)</th><th colspan="4">勤　務　時　間　等　※1</th></tr>
<tr><th colspan="3">休日等</th><th rowspan="2">平日<br>深夜</th></tr>
<tr><th>3時間以下<br>※1</th><th>3時間超<br>6時間以下</th><th>6時間超</th></tr>
<tr><td>理事等</td><td>6,000円</td><td>12,000円</td><td>18,000円</td><td>6,000円</td></tr>
<tr><td>参事</td><td>5,000円</td><td>10,000円</td><td>15,000円</td><td>5,000円</td></tr>
<tr><td>主幹</td><td>4,250円</td><td>8,500円</td><td>12,750円</td><td>4,300円</td></tr>
<tr><td>課長補佐級、係長級※2</td><td>3,000円</td><td>6,000円</td><td>9,000円</td><td>3,000円</td></tr>
<tr><td>校長・教育主幹</td><td>3,500円</td><td>7,000円</td><td>10,500円</td><td>3,500円</td></tr>
<tr><td>園長・教頭・係長・管理指導主事</td><td>3,000円</td><td>6,000円</td><td>9,000円</td><td>3,000円</td></tr>
</table>
※1　原則1時間に満たない場合は支給されない。<br>※2　管理職手当の支給対象者に限る。</td><td>異</td><td>勤務時間ごとの区分及び支給額を細分化</td><td>5,157千円</td><td>28,027円</td></tr>
</table>

| 手　当　名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績（令和4年度決算） | 支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算） |
|---|---|---|---|---|---|
| 単身赴任手　　当 | 異動に伴う転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給される。<br>（月額）<br>30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額<br>（8,000円～70,000円） | 同 | — | 1,296千円 | 648,000円 |
| 教員特別手　　当 | 高等学校教員及び教育委員会指導主事に支給される。<br><br>月額<br>適用を受ける給料表の区分に応じて支給される。(2,000円～8,200円) | ／ | ／ | 12,666千円 | 68,837円 |
| 宿日直手当 | 宿日直勤務を命ぜられた職員に支給される。<br>勤務1回につき4,400円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務については、21,000円) | 同 | — | 26千円 | 4,333円 |

## 5　特別職の報酬等の状況（令和５年４月１日現在）

| 区　分 | | 給　料　月　額　等 |
|---|---|---|
| 給料 | 市　長<br>副市長 | 1,180,000円<br>960,000円 |
| 報酬 | 議　長<br>副議長<br>議　員 | 823,000円<br>747,000円<br>685,000円 |
| 期末手当 | 市　長<br>副市長 | （算定方式）　(給料月額＋地域手当)×1.2×支給月数 （※）<br>（令和4年度支給割合） 4.4月分<br>※算定額から市長は15/100、副市長は10/100を減額 |
| | 議　長<br>副議長<br>議　員 | （算定方式）　報酬月額×1.2×支給月数<br>（令和4年度支給割合） 4.4月分 |
| 退職手当 | 市　長<br>副市長 | （算定方式）　(1期の手当額)　(支給時期)<br>給料月額×在職月数×0.54　30,585,600円　任期ごと<br>給料月額×在職月数×0.32　14,745,600円　任期ごと |
| | 備　考 | |

（注）退職手当の「１期の手当額」は、４月１日現在の給料月額及び支給率に基づき１期（４年＝４８月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

# ３－２－１　上下水道局職員の給与の状況（水道事業会計決算）

## (1)　職員給与費の状況（水道事業会計決算）

ア　決算

| 区分 | 総費用<br>A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費<br>B | 総費用に占める職員給与費比率<br>B／A |
|---|---|---|---|---|
| 令和４年度 | 9,800,766 千円 | 1,806,491 千円 | 847,380 千円 | 8.6％ |

| 区分 | 職員数<br>A | 給与費 | | | | １人当たり給与費<br>B/A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計<br>B | |
| 令和４年度 | 132 人 | 485,981 千円 | 116,698 千円 | 183,632 千円 | 786,311 千円 | 5,957 千円 |

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　　２　職員数は、令和４年４月１日現在の人数である。

## （２）　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢等の状況（令和５年４月１日）

| 区分 | 平均年齢<br>(歳) | 基　本　給<br>(円) | 平均月収額<br>(円) |
|---|---|---|---|
| 姫路市 | 46.4 | 361,298 | 609,041 |

（注）平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## （３）職員手当の状況

<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">姫路市</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>支給実績（水道事業会計）</td></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td>扶養親族のある職員に支給されます。(局長級は支給なし)<br>○配偶者6,500 円<br>3,500 円（部長級）<br>○扶養親族である子<br>1 人につき10,000 円<br>○配偶者又は子以外の扶養親族<br>1 人につき6,500 円<br>3,500 円（部長級）<br>○満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算</td><td>（令和 5 年 4 月分の支給実績）<table><tr><td>支給総額</td><td>1,474,500 円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>64 人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>53.8%</td></tr><tr><td>支給職員 1 人当たり平均支給額</td><td>23,039 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>地域手当</td><td>支給率 3.0%</td><td>(令和 5 年 4 月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>1,216,253 円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>116 人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>97.5%</td></tr><tr><td>支給職員 1 人当たり平均支給額</td><td>10,485 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員(通勤距離が片道 2ｋｍ以上)に支給されます。<br><br>○交通機関等利用者<br>定期券等の価格(6 ヶ月定期)により支給しています。(限度額：1 月当たり 55,000 円)<br><br>○自動車・自転車等使用者<table><tr><td>通勤距離（片道）</td><td>月額</td></tr><tr><td>2km 以上　5km 未満</td><td>4,100 円</td></tr><tr><td>5km 以上 10km 未満</td><td>6,200 円</td></tr><tr><td>10km 以上 15km 未満</td><td>8,300 円</td></tr><tr><td>15km 以上 20km 未満</td><td>10,400 円</td></tr><tr><td>20km 以上 25km 未満</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>25km 以上 30km 未満</td><td>15,800 円</td></tr><tr><td>30km 以上 35km 未満</td><td>18,700 円</td></tr><tr><td>35km 以上 40km 未満</td><td>21,600 円</td></tr><tr><td>40km 以上 45km 未満</td><td>24,400 円</td></tr><tr><td>45km 以上 50km 未満</td><td>26,200 円</td></tr><tr><td>50km 以上 55km 未満</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td>55km 以上 60km 未満</td><td>29,800 円</td></tr><tr><td>60km 以上</td><td>31,600 円</td></tr></table></td><td>(令和 5 年 4 月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>947,365 円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>110 人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>92.4%</td></tr><tr><td>支給職員 1 人当たり平均支給額</td><td>8,612 円</td></tr></table><br>(注)交通機関利用者への通勤手当は、6 ヶ月定期の価格をまとめてひと月に支給しています。この実績は各職員に支給している通勤手当の1ヶ月平均の額を4月分に支給したとして計算しています。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>住居手当</td><td>住宅を借りてその住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。<br>○借家居住者　　　　家賃により<br>最高支給限度額　　28,000円<br>○持家世帯主　　　　平成26年4月以降　廃止</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>252,700円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>11人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>9.2%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり均支給額</td><td>22,973円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>特殊勤務手当</td><td>著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。<br><br>手当の種類<br><br>月額で支給されるもの　　　2種<br>日額で支給されるもの　　　4種<br><br>詳細は別紙2のとおり</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>88,223円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>41人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>34.5%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり平均支給額</td><td>2,152円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>4,125,454円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>83人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>69.7%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり平均支給額</td><td>49,704円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>休日勤務手当</td><td>休日（国民の祝日及び年末年始の休日）において、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給されます。</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>214,593円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>12人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>10.1%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり平均支額</td><td>17,883円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>夜間勤務手当</td><td>正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌朝5時）に勤務した職員に支給されます。</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>465,280円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>15人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>12.6%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり平均支給額</td><td>31,019円</td></tr></table></td></tr>
</table>

**管理職手当**

管理又は監督の地位にある職員に支給されます。

| | 月額 |
|---|---|
| 局長級 | 局長　128,000 円 |
| | 理事　103,000 円 |
| 部長級 | 94,000 円 |
| 課長級 | 77,000 円 |
| 課長補佐級(※) | 42,000 円 |
| 係長級(※) | 38,000 円 |

※出先機関の長である職員に限ります。

(令和 5 年 4 月分の支給実績)

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 523,000 円 |
| 支給職員数 | 7 人 |
| 支給される職員の割合 | 5.9% |
| 支給職員 1 人当たり平均支給額 | 74,714 円 |

**管理職員特別勤務手当**

管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合は、勤務 1 回につき次の額が管理職員特別勤務手当として支給されます。

| 管理職員等（身分名） | 勤務時間 | | |
|---|---|---|---|
| | 3時間以下 | 3時間超 6時間下 | 6時間超 |
| 理事等 | 6,000 円 | 12,000 円 | 18,000 円 |
| 参　事 | 5,000 円 | 10,000 円 | 15,000 円 |
| 主　幹 | 4,250 円 | 8,500 円 | 12,750 円 |
| 課長補佐級、係長級（管理職手当の支給対象者に限る。） | 3,000 円 | 6,000 円 | 9,000 円 |

(令和 5 年 4 月分の支給実績)

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 0 円 |
| 支給職員数 | 0 人 |
| 支給される職員の割合 | 0% |
| 支給職員 1 人当たり平均支給額 | 0 円 |

**単身赴任手当**

異動に伴なう転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給されます。

月額
30,000 円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額（8,000～70,000 円）

(令和 5 年 4 月分の支給実績)

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 円 |
| 支給職員数 | 人 |
| 支給される職員の割合 | % |
| 支給職員 1 人当たり平均支給額 | 円 |

**宿日直手当**

宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。

勤務 1 回につき 4,400 円

(令和 5 年 4 月分の支給実績)

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 円 |
| 支給職員数 | 人 |
| 支給される職員の割合 | % |
| 支給職員 1 人当たり平均支給額 | 円 |

**期末手当・勤勉手当**

（令和４年度の支給割合）

| | 期末手当 | 勤勉手当 |
|---|---|---|
| ６月期 | 1.2 月<br>（0.675 月） | 0.95 月<br>（0.45 月） |
| 12 月期 | 1.2 月<br>（0.675 月） | 1.05 月<br>（0.5 月） |

職制上の段階、職務の級等による加算措置あり
（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

（令和４年度の支給実績）

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 180,862,779 円 |
| 支給職員数 | 期末　122 人<br>勤勉　120 人 |
| 支給職員１人当たり平均支給額（年額） | 1,513,496 円 |

**退職手当**

退職時の給料月額に勤続年数に応じた支給率を乗じて支給されます。
（令和５年４月１日現在）

| 支給率 | 自己都合 | 勧奨･定年 |
|---|---|---|
| 勤続 20 年 | 19.6695 月分 | 26.3655 月分 |
| 勤続 25 年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続 35 年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |

その他の加算措置
定年前早期退職特例措置
2%～45%加算
退職時特別昇給　　　　無

（令和４年度の支給実績）

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 20,807,208 |
| 支給職員数 | ２人 |
| 支給職員１人当たり平均支給額 | 10,403,604 円 |

## ３－２－２　上下水道局職員の給与の状況（下水道事業会計決算）

### (1)　職員給与費の状況（下水道事業会計決算）

ア　決算

| 区分 | 総費用<br>A | 純損益又は実質収支 | 職員給与費<br>B | 総費用に占める職員給与費比率<br>B／A |
|---|---|---|---|---|
| 令和４年度 | 18,242,666 千円 | | 549,900 千円 | 3.0％ |

| 区分 | 職員数<br>A | 給与費 | | | | １人当たり給与費<br>B/A |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計<br>B | |
| 令和４年度 | 104 人 | 376,277 千円 | 97,160 千円 | 142,200 千円 | 615,637 千円 | 5,916 千円 |

（注）１　職員手当には退職給与金を含まない。
　　　２　職員数は、令和４年４月１日現在の人数である。

### （２）　職員の基本給、平均月収額及び平均年齢等の状況（令和５年４月１日）

| 区分 | 平均年齢<br>(歳) | 基　本　給<br>(円) | 平均月収額<br>(円) |
|---|---|---|---|
| 姫路市 | 43.6 | 342,676 | 547,658 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## （３）職員手当の状況

<table>
<tr><td rowspan="2">区分</td><td colspan="2">姫路市</td></tr>
<tr><td>内容</td><td>支給実績（水道事業会計）</td></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td>扶養親族のある職員に支給されます。(局長級は支給なし)<br>○配偶者6,500 円<br>3,500 円（部長級）<br>○扶養親族である子<br>1 人につき10,000 円<br>○配偶者又は子以外の扶養親族<br>1 人につき6,500 円<br>3,500 円（部長級）<br>○満 16 歳の年度初めから満 22 歳の年度末までの子 1 人につき 5,000 円を加算</td><td>（令和 5 年 4 月分の支給実績）<table><tr><td>支給総額</td><td>893,500 円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>44 人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>47.8%</td></tr><tr><td>支給職員 1 人当たり平均支給額</td><td>20,307 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>地域手当</td><td>支給率 3.0%</td><td>(令和 5 年 4 月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>905,856 円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>90 人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>97.8%</td></tr><tr><td>支給職員 1 人当たり平均支給額</td><td>10,065 円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>交通機関等を利用し又は自動車等を使用して通勤している職員(通勤距離が片道 2ｋｍ以上)に支給されます。<br><br>○交通機関等利用者<br>定期券等の価格(6 ヶ月定期)により支給しています。(限度額：1 月当たり 55,000 円)<br><br>○自動車・自転車等使用者<table><tr><td>通勤距離（片道）</td><td>月額</td></tr><tr><td>2km 以上　5km 未満</td><td>4,100 円</td></tr><tr><td>5km 以上 10km 未満</td><td>6,200 円</td></tr><tr><td>10km 以上 15km 未満</td><td>8,300 円</td></tr><tr><td>15km 以上 20km 未満</td><td>10,400 円</td></tr><tr><td>20km 以上 25km 未満</td><td>12,900 円</td></tr><tr><td>25km 以上 30km 未満</td><td>15,800 円</td></tr><tr><td>30km 以上 35km 未満</td><td>18,700 円</td></tr><tr><td>35km 以上 40km 未満</td><td>21,600 円</td></tr><tr><td>40km 以上 45km 未満</td><td>24,400 円</td></tr><tr><td>45km 以上 50km 未満</td><td>26,200 円</td></tr><tr><td>50km 以上 55km 未満</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td>55km 以上 60km 未満</td><td>29,800 円</td></tr><tr><td>60km 以上</td><td>31,600 円</td></tr></table></td><td>(令和 5 年 4 月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>714,210 円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>88 人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>88.0%</td></tr><tr><td>支給職員 1 人当たり平均支給額</td><td>8,817 円</td></tr></table>(注)交通機関利用者への通勤手当は、6 ヶ月定期の価格をまとめてひと月に支給しています。この実績は各職員に支給している通勤手当の１ヶ月平均の額を４月分に支給したとして計算しています。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>住居手当</td><td>住宅を借りてその住宅に居住し、月額16,000円を超える家賃を支払っている職員に支給されます。<br>○借家居住者　　　家賃により<br>最高支給限度額　　28,000円<br>○持家世帯主　　　平成26年4月以降　廃止</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>312,000円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>12人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>13.0%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり均支給額</td><td>26,000円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>特殊勤務手当</td><td>著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事した職員に支給されます。<br><br>手当の種類<br><br>月額で支給されるもの　　２種<br>日額で支給されるもの　　４種<br><br>詳細は別紙３のとおり</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>196,350円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>25人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>27.2%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり平均支給額</td><td>7,854円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給されます。</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>5,258,644円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>69人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>75.0%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり平均支給額</td><td>76,212円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>休日勤務手当</td><td>休日（国民の祝日及び年末年始の休日）において、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給されます。</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>0円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>0人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>0%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり平均支額</td><td>0円</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>夜間勤務手当</td><td>正規の勤務時間として深夜（午後10時～翌朝5時）に勤務した職員に支給されます。</td><td>(令和5年4月分の支給実績)<table><tr><td>支給総額</td><td>0円</td></tr><tr><td>支給職員数</td><td>0人</td></tr><tr><td>支給される職員の割合</td><td>0%</td></tr><tr><td>支給職員1人当たり平均支給額</td><td>0円</td></tr></table></td></tr>
</table>

**管理職手当**

管理又は監督の地位にある職員に支給されます。

| | | 月額 |
|---|---|---|
| 局長級 | 局長 | 128,000円 |
| | 理事 | 103,000円 |
| 部長級 | | 94,000円 |
| 課長級 | | 77,000円 |
| 課長補佐級(※) | | 42,000円 |
| 係長級(※) | | 38,000円 |

※出先機関の長である職員に限ります。

(令和5年4月分の支給実績)

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 556,000円 |
| 支給職員数 | 7人 |
| 支給される職員の割合 | 7.6% |
| 支給職員1人当たり平均支給額 | 79,429円 |

**管理職員特別勤務手当**

管理職員等が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により休日等に勤務した場合は、勤務1回につき次の額が管理職員特別勤務手当として支給されます。

| 管理職員等(身分名) | 勤務時間 | | |
|---|---|---|---|
| | 3時間以下 | 3時間超6時間下 | 6時間超 |
| 理事等 | 6,000円 | 12,000円 | 18,000円 |
| 参　事 | 5,000円 | 10,000円 | 15,000円 |
| 主　幹 | 4,250円 | 8,500円 | 12,750円 |
| 課長補佐級、係長級(管理職手当の支給対象者に限る。) | 3,000円 | 6,000円 | 9,000円 |

(令和5年4月分の支給実績)

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 8,500円 |
| 支給職員数 | 1人 |
| 支給される職員の割合 | 1.1% |
| 支給職員1人当たり平均支給額 | 8,500円 |

**単身赴任手当**

異動に伴なう転居により配偶者と別居し、単身で生活することとなった職員に支給されます。

月額
30,000円+職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離による加算額(8,000～70,000円)

(令和5年4月分の支給実績)

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 円 |
| 支給職員数 | 人 |
| 支給される職員の割合 | % |
| 支給職員1人当たり平均支給額 | 円 |

**宿日直手当**

宿日直勤務を命ぜられた職員に支給されます。

勤務1回につき4,400円

(令和5年4月分の支給実績)

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 円 |
| 支給職員数 | 人 |
| 支給される職員の割合 | % |
| 支給職員1人当たり平均支給額 | 円 |

<table>
<tr>
<td>期末手当・勤勉手当</td>
<td>

（令和４年度の支給割合）

| | 期末手当 | 勤勉手当 |
|---|---|---|
| 6 月期 | 1.2 月<br>（0.675 月） | 0.95 月<br>（0.45 月） |
| 12 月期 | 1.2 月<br>（0.675 月） | 1.05 月<br>（0.5 月） |

職制上の段階、職務の級等による加算措置あり
（注）（　）内は、再任用職員に係る支給割合です。

</td>
<td>

（令和４年度の支給実績）

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 140,576,807 円 |
| 支給職員数 | 期末　99 人<br>勤勉　98 人 |
| 支給職員 1 人当たり平均支給額（年額） | 1,449,245 円 |

</td>
</tr>
<tr>
<td>退職手当</td>
<td>

退職時の給料月額に勤続年数に応じた支給率を乗じて支給されます。
（令和５年４月１日現在）

| 支給率 | 自己都合 | 勧奨･定年 |
|---|---|---|
| 勤続 20 年 | 19.6695 月分 | 26.3655 月分 |
| 勤続 25 年 | 28.0395 月分 | 33.27075 月分 |
| 勤続 35 年 | 39.7575 月分 | 47.709 月分 |
| 最高限度額 | 47.709 月分 | 47.709 月分 |

その他の加算措置
定年前早期退職特例措置
2%～45%加算
退職時特別昇給　　無

</td>
<td>

（令和４年度の支給実績）

| | |
|---|---|
| 支給総額 | 23,094,249 |
| 支給職員数 | 1 人 |
| 支給職員 1 人当たり平均支給額 | 23,094,249 円 |

</td>
</tr>
</table>

４　職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)　職員の勤務時間（一般職の標準的なもの・令和５年４月１日現在）

| 1週間の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|---|---|---|---|
| ３８時間４５分 | ８：３５ | １７：２０ | 12:00-13:00 |

(2)　年次有給休暇の取得状況（令和４年）

| 総取得日数 | 対象職員数 | 平均取得日数 |
|---|---|---|
| ２２２６２．３日 | １，６１８人 | １３．７日 |

(3)　特別休暇等の状況（令和５年４月１日現在）

| 休暇の種類 | 付与日数・期間等 |
|---|---|
| 傷病休暇 | 90日以内 |
| 生理休暇 | 2日以内 |
| 産前・産後休暇 | 出産前56日目(多胎妊娠の場合にあっては98日目)から出産の日後56日目までの期間 |
| 妊産婦の保健指導休暇 | 妊娠週数に応じ1週間から4週間に1回（産後1年までは、その間に1回） |
| 妊娠中の女性職員の通勤緩和休暇 | 勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内 |
| 結婚休暇 | 5日以内 |
| 妻の出産休暇 | 2日以内 |
| 育児参加休暇 | 職員の妻が出産前56日目(多胎妊娠の場合にあっては98日目)から出産の日後1年を経過する日までの間で5日の範囲内 |
| 育児時間 | （1歳3か月未満の子を持つ職員)1日2回それぞれ30分以内の期間 |
| 子の看護休暇 | 1年につき5日（子が2人以上の場合は10日）の範囲内 |
| 短期介護休暇 | 1年につき5日(要介護者が2人以上の場合10日)の範囲内 |
| 忌引休暇 | 死亡者の区分に応じ1日から7日の範囲内 |
| 法要休暇 | 1日以内 |
| 夏期休暇 | 7月から9月までの期間内で5日以内 |
| リフレッシュ休暇 | 勤続期間に応じ3日又は5日の範囲内 |
| ボランティア休暇 | 5日以内 |
| 感染症により出勤が困難である場合の休暇 | 必要と認める期間 |

| | |
|---|---|
| 交通遮断による休暇 | 必要と認める期間 |
| 災害等による休暇 | 必要と認める期間 |
| 裁判員等の出頭のための休暇 | 必要と認める期間 |
| 公民権行使のための休暇 | 必要と認める期間 |
| ドナー休暇 | 必要と認める期間 |
| 出生サポート休暇 | 1 年につき 5 日（体外受精その他の任命権者が定める不妊治療に係る通院等の場合は 10 日）の範囲内 |

(4)　介護休暇・介護時間の状況

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当と認められたときに取得することができます。取得可能期間は、介護を必要とする継続する状態ごとに、介護休暇は分割して 3 回までの通算 6 か月以内、介護時間は連続する３年です。介護休暇・介護時間を取得した期間について給料等は支払われません。

令和４年度の取得状況　　介護休暇２人、介護時間１人

(5)　育児休業・育児短時間勤務・部分休業・子育て部分休業の状況

職員は３歳に満たない子を養育するため、３歳に達する日まで育児休業をすることができます。また、小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、その子が小学校就学の始期に達するまで、希望する日及び時間帯において、育児短時間勤務をすることができます。さらに、小学校就学の始期に達するまで（子育て部分休業にあっては９歳に達する日以後の最初の３月 31 日まで）の子を養育するため、部分休業をすることができます。部分休業は１日のうち２時間が限度です。なお、育児休業・部分休業をした期間について給料等は支払われません。

令和４年度の取得状況

| 区　　分 | | 取得者数 |
|---|---|---|
| 育児休業 | 新たに取得したもの | ８６人 |
| | 前年度から引き続いているもの | ９２人 |
| 育児短時間勤務 | 新たに取得したもの | ３人 |
| | 前年度から引き続いているもの | ３人 |
| 部分休業 | 新たに取得したもの | ３２人 |

| | | |
|---|---|---|
| | 前年度から引き続いているもの | ５６人 |
| 子育て部分休業 | 新たに取得したもの | ７人 |
| | 前年度から引き続いているもの | ０人 |

５　職員の分限及び懲戒処分の状況

（1）　分限処分者数（令和４年度）

（単位：人）

| 処分の種類 ／ 処分事由 | 降任 | 免職 | 休職 | 降給 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 勤務実績が良くない場合 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 心身の故障の場合 | ０ | ０ | ３７ | ０ | ３７ |
| 職に必要な適性を欠く場合 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 職制若しくは定数の改廃及び予算の減少により廃職及び過員を生じた場合 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 刑事事件に関し起訴された場合 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 条例で定める事由による場合 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |

（2）　懲戒処分者数（令和４年度）

（単位：人）

| 処分の種類 ／ 処分事由 | 戒告 | 減給 | 停職 | 免職 | 計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 法令に違反した場合 | ０ | ０ | １ | ０ | １ |
| 職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 | ０ | ０ | ０ | ０ | ０ |
| 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | １ | ０ | ０ | ０ | １ |

６　職員の服務の状況

営利企業等従事許可に関する服務の状況（令和４年度）

（単位：件）

| 営利企業等の従事の内容 | 許可件数 |
|---|---|
| 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の団体の役員、顧問、評議員及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合 | ０ |
| 自ら営利を目的とする私企業を営む場合 | １１ |
| 報酬を得て事業又は事務に従事する場合又は他の職を兼ねる場合 | １１２ |

７　職員の退職管理の状況

姫路市職員の退職管理に関する条例に基づく離職者の再就職状況（令和５年４月１日現在）

（単位：人）

| 離職時の職 | 条例に基づく離職者数 | 再就職先 | |
|---|---|---|---|
| | | 外郭団体等 | 民間企業 |
| 理事級 | 3 | 2 | 1 |
| 参事級 | 2 | 2 | |
| 主幹級 | 2 | 1 | 1 |
| 計 | 7 | 5 | 2 |

８　職員の研修の状況

研修の状況（令和４年度）

| 区　分 | コース数 | 受講者数 |
|---|---|---|
| 内部研修 | １５２ | ４，７３１ |
| 派遣研修 | ２６４ | ５８７ |
| 合　　　計 | ４１６ | ５，３１８ |

９　職員の福祉及び利益の保護の状況

(1)　安全衛生管理の状況

職員の安全と健康を確保するため、労働安全衛生法や関係法令に基づき、安全衛生管理体制や作業環境の整備を図るとともに、定期健康診断など職員の健康管理に努めています。令和４年度は、定期健康診断、ストレスチェック、胃部検診、乳がん検診、子宮がん検診、大腸がん検診、喀痰検査、ＶＤＴ健診、B 型肝炎予防接種、破傷風予防接種を実施しました。

また、職員のメンタルヘルスケアに積極的に取り組むため、姫路市職員心の健康づくり計画の第三次改定を実施しました。

(2)　福利厚生の状況

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生の計画を樹立し、実施することが義務付けられており、本市では、兵庫県学校厚生会に加入する教職員等を除き、姫路市職員互助会において職員の福利厚生事業を実施しています。

この福利厚生事業については、随時見直しを行っており、令和４年度は、主に次のような事業を実施しました。

【福利厚生事業の概要】

カフェテリアプラン、歯科健診、庁内報発行、文化体育部への助成、勤続 25 年リフレッシュ事業、プール券購入助成等

【姫路市職員互助会の財源比率（掛金と負担金の比率）の推移】

| 財源区分 | 平成 16 年度 | 平成 17 年度 | 平成 18 年度～平成 24 年度 | 平成 25 年度～ |
|---|---|---|---|---|
| 職員の掛金 | 11/1000 | 11/1000 | 8/1000 | 7/1000 |
| 市の負担金 | 17/1000 | 11/1000 | 4/1000 | 3/1000 |

掛金・負担金とも給料月額に対する比率

(3)　公務災害発生件数（令和４年度）

| | |
|---|---|
| 公務災害 | ２６件 |
| 通勤災害 | ８件 |

## １０　職員の勤務条件に関する措置の要求の状況

| 令和３年度末<br>(R4. 3.31)<br>継続件数 | 令和４年度 | | 令和４年度末<br>(R5. 3.31)<br>継続件数 |
|---|---|---|---|
| | 新規要求件数 | 終結件数 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 |

## １１　職員に対する不利益な処分についての審査請求の状況

| 令和３年度末<br>(R4. 3.31)<br>継続件数 | 令和４年度 | | 令和４年度末<br>(R5. 3.31)<br>継続件数 |
|---|---|---|---|
| | 新規申立件数 | 終結件数 | |
| 0 | 0 | 0 | 0 |

※令和４年度に再審の請求１件あり

## １２　職員からの苦情相談の状況

| 令和３年度末<br>(R4. 3.31)<br>継続件数 | 令和４年度 | | 令和４年度末<br>(R5. 3.31)<br>継続件数 |
|---|---|---|---|
| | 新規相談件数 | 終結件数 | |
| 1 | 1 | 0 | 1 |

（別紙１）　特殊勤務手当一覧表　令和5年4月1日現在

| 種　類 | 支　給　範　囲 | 支　給　額 | 支　給　実　績（令和４年度決算）千円 |
| --- | --- | --- | --- |
| 医師手当 | 医療職給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表適用職員」という。）で以下のもの<br><br>ア　保健医療施策に関する事務を統括する業務に従事する職員<br><br>イ　診療所の管理者として、その業務に従事する職員<br><br>ウ　国民健康保険家島診療所（以下「家島診療所」という。）において診療業務に従事する職員（イに掲げる職員を除く。）<br><br>エ　保健所長として、その業務に従事する職員 | 月額 264,200円 | |
| | 医療職給料表適用職員で、アからエまでに掲げる職員以外の職員 | 月額 223,200円 | 14,167千円 |
| 獣医師手当 | (1)と畜検査業務に専ら従事する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの | 月額 10,000円 | |
| | (2)野犬その他不用犬の処分を担任する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの | 月額 6,000円 | |
| | (3)動物園に勤務する獣医師で、職務の級が行政職給料表の6級以下であるもの | 月額 4,000円 | 2,183千円 |
| 建築主事手当 | 建築主事として、その業務に従事する職員 | 月額 5,000円 | 180千円 |
| 電気主任技術者手当 | 電気工作物の取扱いについて、電気事業法第44条第1項第1号に規定する第1種電気主任技術者免状又は同項第2号に規定する第2種電気主任技術者免状の交付を受けていることを要する業務に従事する職員 | 月額 5,000円 | 0千円 |
| 班長業務手当 | 技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの | 月額 3,000円 | 1,537千円 |
| 交替制勤務手当 | (1)技能労務職給料表の適用を受ける職員（以下「技能労務職給料表適用職員」という。）で、ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は下水処理に関する事務を所掌する組織に属するもののうち、日勤（夜勤以外の勤務をいう。）及び夜勤（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。(2)及び(3)において同じ。）に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの | 月額 2,000円 | |
| | (2)市役所の位置に関する条例(昭和22年姫路市条例第6号)に規定する市役所の庁舎の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、夜勤に交替制で従事する勤務（(1)に規定する勤務を除く。(3)において同じ。）に従事するもの | 月額 1,500円 | |
| | (3)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又は特別史跡姫路城跡の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員で、夜勤に交替制で従事する勤務に従事するもの | 月額 500円 | 702千円 |
| 賦課徴収手当 | (1)職員が市税の納税義務者又は国民健康保険料、介護保険料若しくは後期高齢者医療保険料の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って行う市税、国民健康保険料、介護保険料又は後期高齢者医療保険料の賦課又は徴収に関する業務に従事した場合 | １日につき 250円 | |
| | (2)職員が市営住宅使用料、住宅建設資金貸付金等の償還金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、都市計画下水道事業区域外流入分担金、コミュニティ・プラント使用料、コミュニティ・プラント事業分担金、集落排水処理施設使用料又は集落排水事業分担金の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って滞納に係るこれらの使用料、償還金、負担金又は分担金を徴収する業務に従事した場合 | | |
| | (3)職員が市税、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料又はこれらに係る徴収金の滞納処分のために必要な住居内等の捜索又は差押物件の封印若しくは引揚げに従事した場合 | １日につき 300円 | 764千円 |
| 移転補償等交渉手当 | 職員が建設物等の移転若しくは除却、これらに伴う損失の補償、用地の取得又は不法占有されている市有財産若しくは国有財産の明渡しに関する交渉に従事した場合 | １日につき 250円 | 279千円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 社会福祉業務手当 | 福祉事務所に勤務する社会福祉主事、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司又はこれらの者の業務と同様の業務を行う職員が訪問指導、相談、措置等の現業又はそれらの指導監督業務に従事した場合 | 1日につき 250円 | 6,721千円 |
| 行旅死亡人等取扱手当 | (1)行旅病人及び行旅死亡人に関する事務を所掌する組織に属する職員が行旅死亡人（救護施設等に収容する途中で死亡した行旅病人を含む。以下同じ。）の死体を直接取り扱う業務に従事した場合 | 1体につき 1,500円 | |
| | (2)(1)に規定する職員が救護施設等に行旅病人を直接収容する業務に従事した場合 | 1回につき 1,000円 | |
| | (3)(1)に規定する職員が行旅死亡人の死体の処理作業の指示又は死体の身元確認のため現場に立ち会う業務に従事した場合 | | 14千円 |
| エックス線照射手当 | 診療エックス線技師又は診療放射線技師がエックス線を人体に対して照射する作業に従事した場合 | 1日につき 250円 | 14千円 |
| 検査手当 | (1)職員が細菌の検菌、培養等細菌学的検査又は理化学検査に従事した場合 | 1日につき 200円 | |
| | (2)公害対策に関する事務を所掌する組織に属する職員が事業所等に立ち入って、悪臭物質（悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第2条第1項に規定する特定悪臭物質をいう。）又はし尿浄化槽内の汚水等に係る検体の採取に従事した場合 | | |
| | (3)保健師、看護師又は准看護師が採血業務に従事した場合 | | |
| | (4)獣医師（獣医師手当の支給を受ける者を除く。）がと畜検査に従事した場合 | 1日につき 500円 | 685千円 |
| 訪問指導手当 | (1)職員が地域保健法（昭和22年法律第101号）第6条第11項に掲げる事項につき、同号に規定する者を訪問して行う指導に従事した場合 | 1日につき 200円 | |
| | (2)職員が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第48条第1項に規定する、精神障害者及びその家族等を訪問して行う指導に従事した場合 | | |
| | (3)職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条、第17条又は第19条に規定する訪問指導に従事した場合 | | |
| | (4)職員が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護等の業務に従事した場合 | | |
| | (5)職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第53条の14に規定する家庭訪問指導に従事した場合 | | 548千円 |
| 感染症予防等作業手当 | 医師以外の職員が次の(1)から(3)までに掲げる業務に従事した場合 | | |
| | (1)感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第2項に規定する一類感染症、同条第3項に規定する二類感染症又は検疫法（昭和26年法律第201号）第2条に規定する検疫感染症に該当するものをいう。以下この項において同じ。）の病原体が付着した物件又はその疑いのある物件の処分 | 1日につき 300円 | |
| | (2)感染症の患者の移送その他感染症の患者と直接応対する業務（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14に規定する家庭訪問指導を除く。） | | |
| | (3)感染症の病原体に汚染された区域又はその疑いのある区域において行う患家の消毒、疫学調査その他の業務 | | |
| | 職員が次の(4)及び(5)に掲げる業務に従事した場合 | | |
| | (4)新型コロナウイルス感染症の感染者等を収容する病院及び宿泊施設の内部その他これらに準ずる場所と市長が認める区域において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が定めるもの | 1日につき 3,000円<br>（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円） | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | (5)新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る業務（前号に掲げるものを除く。）のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う業務又はこれに準ずる業務であって、市長が定めるもの | １日につき　1,000円<br>（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う業務に長時間にわたり従事した場合にあっては、1,500円） | 21,709千円 |
| 狂犬病予防作業手当 | (1)行政職給料表の適用を受ける職員（以下「行政職給料表適用職員」という。）が狂犬病の予防注射又は当該予防注射のために犬を静止させる作業に従事した場合（獣医師手当の支給を受ける場合を除く。） | １日につき　200円 | |
| | (2)行政職給料表適用職員が犬等の死体の焼却処分に従事した場合（獣医師手当の支給を受ける場合を除く。） | １日につき　400円 | 0千円 |
| 往診手当 | (1)医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが家島診療所外において診療業務に従事した場合 | | |
| | 　ア.勤務した時間の全部又は一部が深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。以下この項、休日夜間診療手当の項及び輸送艇業務手当の項において同じ。）である場合 | １回につき　6,000円 | |
| | 　イ.勤務した時間の全部又は一部が夜間（午後6時から午後10時までの間をいう。以下この項及び次項において同じ。）である場合（アに掲げる場合を除く。） | １回につき　4,000円 | |
| | 　ウ.ア又はイに掲げる場合以外の場合 | １回につき　2,000円 | |
| | (2)家島診療所に属する看護師又は准看護師が家島診療所外において診療の介助業務に従事した場合 | | |
| | 　ア.勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合 | １回につき　600円 | |
| | 　イ.勤務した時間の全部又は一部が夜間である場合（アに掲げる場合を除く。） | １回につき　400円 | |
| | 　ウ.ア又はイに掲げる場合以外の場合 | １回につき　200円 | 0千円 |
| 休日夜間診療手当 | (1)医療職給料表適用職員で家島診療所に属するもの又は家島診療所において診療業務に従事することを命じられたものが、勤務した時間の全部又は一部が勤務を要しない日又は休日等である診療業務に従事した場合 | １回につき　4,000円 | |
| | (2)(1)に規定する職員が勤務した時間の全部又は一部が早朝（午前6時から午前8時までの間をいう。）、夜間又は深夜である診療業務（(1)に規定する業務を除く。）に従事した場合 | | |
| | 　ア.勤務した時間の全部又は一部が深夜である場合 | １回につき　3,500円 | |
| | 　イ.アに掲げる場合以外の場合 | １回につき　3,000円 | 0千円 |
| 検案手当 | (1)医療職給料表適用職員が行旅死亡人の検案に従事した場合 | １回につき　10,000円 | |
| | (2)医療職給料表適用職員以外の職員が(1)の職員の助手として(1)に規定する業務に従事した場合 | １回につき　1,500円 | 0千円 |
| 水族館槽内作業手当 | (1)職員が10月1日から翌年の5月末日までの間における水族館の水槽内における潜水作業に従事した場合 | １日につき　300円 | |
| | (2)職員が水族館のろ過槽内における沈砂の洗浄作業に従事した場合 | １日につき　200円 | 0千円 |
| 清掃作業手当 | (1)道路の清掃に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が次に掲げる業務に直接従事した場合<br>　ア.道路の側溝若しくは溝きょのしゅんせつ又はこれに伴う汚泥の収集 | １日につき　450円 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | イ.道路の維持又は管理に伴う不法投棄物等の収集 | | |
| | (2)技能労務職給料表適用職員が公衆便所の清掃、管きょのしゅんせつ又は便所から排出された下水の処理に直接従事した場合（(1)に掲げる場合並びに汚物処理現場作業手当及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。） | 1日につき　200円 | |
| | (3)特別史跡姫路城跡、市有霊苑又は都市公園その他の公園の管理を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合（(2)に掲げる場合及び危険現場作業手当の支給を受ける場合を除く。） | | |
| | (4)動物園に勤務する技能労務職給料表適用職員が畜舎の清掃に従事した場合 | | 2,993千円 |
| 葬儀作業手当 | (1)技能労務職給料表適用職員が霊きゅう自動車による死体の輸送作業に従事した場合 | 1体につき　900円 | |
| | (2)技能労務職給料表適用職員が遺体の火葬作業に従事した場合 | 1体につき　200円 | |
| | (3)技能労務職給料表適用職員が収骨作業に従事した場合 | 1体につき　300円 | |
| | (4)技能労務職給料表適用職員が小動物の火葬作業に従事した場合 | 1日につき　400円 | 9,630千円 |
| 特殊自動車運転手当 | 技能労務職給料表適用職員が建設機械、大型特殊自動車（自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）別表第2 7の項に掲げる大型特殊自動車をいう。）、街路清掃車、農耕用トラクター又は草刈用トラクターの運転に従事した場合（他の特殊勤務手当（月額特殊勤務手当を除く。）の支給を受ける場合を除く。） | 1日につき　200円 | 169千円 |
| 乳剤舗装作業手当 | 技能労務職給料表適用職員が道路舗装用乳剤の撒布作業又は合材作業に従事した場合（他の特殊勤務手当（月額特殊勤務手当を除く。）の支給を受ける場合を除く。） | 1日につき　250円 | 359千円 |
| 汚物処理現場作業手当 | (1)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみの収集作業に直接従事した場合 | 1日につき　600円 | |
| | (2)溝きょ等のしゅんせつに伴う汚泥及びがれき等の清掃に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員が当該汚泥及びがれき等の収集作業に直接従事した場合 | | |
| | (3)し尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がし尿の収集作業に直接従事した場合 | 1日につき　1,150円 | |
| | (4)ごみの収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織又はし尿の収集、運搬及び処分に関する事務を所掌する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ又はし尿（以下この項において「汚物」という。）の処理施設内において、汚物の処理作業に直接従事した場合（(1)及び(3)に掲げる場合並びに下水処理現場等作業手当の支給を受ける場合を除く。） | 1日につき　550円 | |
| | (5)(1)から(4)までに規定する組織に属する技能労務職給料表適用職員がごみ収集に係る分別指導業務又は汚物の処理施設の維持、監理若しくは点検に係る業務に従事した場合（(1)から(4)までに掲げる場合及び下水処理現場等作業手当が支給される場合を除く。） | 1日につき　200円 | |
| | (6)行政職給料表適用職員が次に掲げる作業に直接従事した場合<br>ア.汚物の付着した汚物処理機器その他これに付随する設備の点検又は補修<br>イ.汚物の収集運搬車の車体下で仰向けに寝た状態で行う当該収集運搬車の点検又は補修<br>ウ.ごみ処理場に搬入されたごみの調査分析<br>エ.不法投棄物件の撤去 | | 28,102千円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 下水処理現場等作業手当 | (1)技能労務職給料表適用職員が下水処理場（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における、汚物を最終的に処理するための施設を含む。以下同じ。）の沈砂池、沈殿池若しくはばっ気槽内若しくは下水清掃用バキューム車（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における汚水清掃用バキューム車を含む。以下同じ。）のタンク内において行う泥の除去作業又は下水処理場、下水ポンプ場、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設におけるポンプ場のスクリーンに付着したごみ等の除去作業（スクリーンの清掃装置の操作によるごみ等の除去作業を除く。）に従事した場合 | 1勤務につき 400円 | |
| | (2)技能労務職給料表適用職員が下水処理場におけるごみ、泥等の運搬作業（運搬車へのごみ、泥等の積込作業を含む。）又は下水清掃用バキューム車若しくは汚泥運搬車の運転に従事した場合（(1)及び(3)に掲げる場合を除く。） | 1勤務につき 200円 | |
| | (3)技能労務職給料表適用職員が下水処理、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水の排除のために設けられた管きょ、ます若しくはマンホール（以下この項において「下水の管きょ等」という。）に立ち入って行う汚泥等の除去作業又はジェットクリーナー車若しくはグリットスイーパー車による下水の管きょ等の清掃作業に従事した場合 | １日につき 700円 | |
| | (4)行政職給料表適用職員が汚泥等の付着した下水処理機器、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水処理機器その他これらに付随する設備の点検若しくは補修又は供用を開始した下水の管きょ等に立ち入って行うこれらの施設の点検若しくは補修に直接従事した場合 | １日につき 200円 | 34千円 |
| 害虫駆除作業手当 | 職員が害虫駆除のための薬剤の撒布作業、害虫発生源の除却作業又はこれらの作業の監督業務に従事した場合 | １日につき 250円 | 115千円 |
| 危険現場作業手当 | (1)行政職給料表適用職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督業務に従事し、又は工場等の煙突の地上10メートル以上の箇所で排煙等に係る検体の採取に従事した場合 | １日につき 200円 | |
| | (2)行政職給料表適用職員が労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において施設の点検、整備その他の作業に従事した場合 | | |
| | (3)消防職員が地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所において消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく立入検査の業務に従事した場合 | | |
| | (4)技能労務職給料表適用職員が都市公園等において動力草刈機、チェンソー等の動力機器を使用して、樹木のせん定若しくは伐採又はのり面の除草作業に直接従事した場合 | １日につき 300円 | 1,488千円 |
| 輸送艇業務手当 | (1)職員が救急患者を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合 | １回につき 300円<br>（勤務した時間の全部又は一部が深夜、勤務を要しない日又は休日等である場合にあっては、450円） | |
| | (2)職員が遺体を移送するため輸送艇を直接操船する業務又はこれを補助する業務に従事した場合 | １回につき 900円 | 201千円 |
| 出動手当 | (1)消防職員が火災の消火活動に従事した場合 | １回につき<br>機関員 400円<br>その他の者 300円 | |
| | (2)救急救命士の資格を有する消防職員が救急救命士法（平成3年法律第36号）第2条第1項に規定する救急救命処置の業務に従事した場合 | １回につき 500円 | |
| | (3)消防職員が次に掲げる救急活動に従事した場合（（2）に掲げる場合を除く。）<br>ア.医療機関その他の場所への傷病者の搬送 | １回につき<br>機関員 250円<br>その他の者 200円 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | イ.医師の管理下に置かれるまでの間にある傷病者の応急手当 | （救急救命士の資格を有する者の場合にあっては、それぞれの額に100円を加算した額） | |
| | (4)消防職員が救助活動に従事した場合 | １回につき<br>機関員 400円<br>その他の者 300円<br><br>（潜水器具を装着し、潜水作業を実施した者の場合にあっては、それぞれの額に100円を加算した額） | 25,015千円 |
| 夜間特殊業務手当 | 消防職員が正規の勤務時間による深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）の勤務として通信業務、望楼業務又は受付業務（以下この項において「通信業務等」という。）に従事した場合 | 1勤務につき 550円<br><br>（正規の勤務時間による深夜の勤務として通信業務等に従事した時間が、2時間以上7時間未満の場合にあっては370円、2時間未満の場合にあっては290円） | 945千円 |
| 災害対策業務手当 | 職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は市長が認定したものに直接従事した場合 | １日につき 500円 | 0千円 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 教員特殊業務手当 | (1)学校の管理下での非常災害時等の緊急業務 | 非常災害時における児童・生徒の保護、緊急の防災復旧の業務 | １日につき 8,000円 | |
| | | 児童・生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務 | １日につき 7,500円 | |
| | | 児童・生徒に対する緊急の補導業務 | １日につき 7,500円 | |
| | (2)修学旅行、林間・臨海学校等で、児童・生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの | | １日につき 5,100円 | |
| | (3)対外運動競技等で児童・生徒を引率して行う業務で泊まりを伴うもの又は勤務を要しない日、休日に行うもの | | １日につき 5,100円 | |
| | (4)学校の管理下での部活動における児童・生徒に対する指導業務で、勤務を要しない日、休日等に行うもの | | １日につき 3,600円 | |
| | (5)入学試験における受験生の監督、採点又は合否判定の業務 | | １日につき 1,500円 | 12,216千円 |
| 教育業務連絡調整手当 | 教務部長、学年主任、生徒指導部長又は進路指導部長の職務を担当する教諭が当該担当業務についての連絡調整および指導助言に当たった場合 | | １日につき 200円 | 661千円 |
| 理化学検査手当 | 職員が劇薬を取り扱って水質検査に従事した場合 | | １日につき 200円 | 0千円 |

（注）手当ごとに千円未満の額を四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある。

（別紙2）　特殊勤務手当一覧表（上下水道局 水道事業）　　令和5年4月1日現在

| 種　　類 | 支　給　範　囲 | 支　給　額 | 支給実績<br>(令和4年度決算) |
|---|---|---|---|
| 班長業務手当 | 技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの | 月額 3,000円 | 249千円 |
| 交替制勤務手当 | 技能労務職給料表の適用を受ける職員で、浄水場に勤務するもののうち、日勤（夜勤以外の勤務をいう。）及び夜勤（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。）に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの | 月額 2,000円 | 378千円 |
| 活性炭撹拌手当 | 職員が活性炭ポッパーの撹拌に従事した場合(1日2回までに限る) | 1回につき 200円 | 239千円 |
| 緊急呼出手当 | 職員が正規の勤務時間外に突発事故の発生により招集を受け、緊急工事に係る業務に従事した場合<br>(1)深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)を含まない場合<br>(2)深夜を含む場合 | <br>1回につき 1,000円<br>1回につき 1,500円 | 88千円 |
| 検査手当 | 職員が細菌の検菌、培養等細菌学的検査又は理化学検査に従事した場合 | 1日につき 200円 | 216千円 |
| 災害対策業務手当 | 職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は管理者が認定したものに直接従事した場合 | 1日につき 500円 | 0千円 |
| 電気主任技術者手当 | 電気主任技術者として、電気工作物の取扱いについて、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４４条第１項第１号に規定する第１種電気主任技術者免状又は同項第２号に規定する第２種電気主任技術者免状の交付を受けていることを要する業務に従事した場合 | 月額 5,000円 | 0千円 |
| 賦課徴収手当 | 職員が下水道使用料、下水道事業受益者負担金、都市計画下水道事業区域外流入分担金、都市計画区域外公共下水道事業分担金、コミュニティ・プラント使用料、コミュニティ・プラント事業分担金、集落排水処理施設使用料、集落排水事業分担金、前処理場使用料、前処理場処理済汚水使用料又は水洗便所改造資金貸付金の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って滞納に係るこれらの使用料、負担金、分担金又は償還金を徴収する業務に従事した場合 | 1日につき 250円 | 1千円 |
| 下水処理現場等作業手当 | 次の①から④までに掲げる場合<br>①技能労務職給料表適用職員が下水処理場（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における、汚水を最終的に処理するための施設を含む。以下同じ。）の沈砂池、沈殿池若しくはばっ気槽内若しくは下水清掃用バキューム車（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における汚水清掃用バキューム車を含む。以下同じ。）のタンク内において行う泥の除去作業又は下水処理場、下水ポンプ場、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設におけるポンプ場のスクリーンに付着したごみ等の除去作業（スクリーンの清掃装置の操作によるごみ等の除去作業を除く。）に従事した場合<br>②技能労務職給料表適用職員が下水処理場におけるごみ、泥等の運搬作業（運搬車へのごみ、泥等の積込作業を含む。）又は下水清掃用バキューム車若しくは汚泥運搬車の運転に従事した場合（①又は③に掲げる場合を除く。）<br>③技能労務職給料表適用職員が下水処理、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水の排除のために設けられた管きょ、ます若しくはマンホール（「下水の管きょ等」という。以下同じ。）に立ち入って行う汚泥等の除去作業又はジェットクリーナー車若しくはグリットスイーパー車による下水の管きょ等の清掃作業に従事した場合<br>④行政職給料表適用職員が汚泥等の付着した下水処理機器、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水処理機器その他これらに付随する設備の点検若しくは補修又は供用を開始した下水の管きょ等に立ち入って行うこれらの施設の点検若しくは補修に直接従事した場合 | <br>1勤務につき 400円<br>1勤務につき 200円<br>1日につき 700円<br>1日につき 200円 | 0千円 |
| 危険現場作業手当 | 次の①・②に掲げる場合<br>①行政職給料表適用職員が地上又は水面上１０メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督業務に従事し、又は工場等の煙突の地上１０メートル以上の箇所で排煙等に係る検体の採取に従事した場合<br>②行政職給料表適用職員が労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）別表第６に掲げる酸素欠乏危険場所において施設の点検、整備その他の作業に従事した場合 | <br>1日につき 200円<br>1日につき 200円 | 23千円 |

（注）手当ごとに千円未満四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある。

（別紙3）　特殊勤務手当一覧表（上下水道局　下水道事業）　　令和5年4月1日現在

| 種　　類 | 支　　給　　範　　囲 | 支　給　額 | 支　給　実　績<br>(令和4年度決算) |
|---|---|---|---|
| 班長業務手当 | 技能労務職給料表の職務の級4級に在職する職員で、班長の職にあるもの | 月額　3,000円 | 144千円 |
| 交替制勤務手当 | 技能労務職給料表の適用を受ける職員で、浄水場に勤務するもののうち、日勤（夜勤以外の勤務をいう。）及び夜勤（午後10時から翌日の午前5時までの間の勤務が5時間以上ある勤務をいう。）に交替制で従事する勤務を日々繰り返す勤務に従事するもの | 月額　2,000円 | 0千円 |
| 活性炭攪拌手当 | 職員が活性炭ポッパーの撹拌に従事した場合(1日2回までに限る) | １回につき　200円 | 0千円 |
| 緊急呼出手当 | 職員が正規の勤務時間外に突発事故の発生により招集を受け、緊急工事に係る業務に従事した場合<br>(1)深夜(午後10時から午前5時までをいう。以下同じ。)を含まない場合<br>(2)深夜を含む場合 | <br>１回につき　1,000円<br>１回につき　1,500円 | 0千円 |
| 検査手当 | 職員が細菌の検菌、培養等細菌学的検査又は理化学検査に従事した場合 | １日につき　200円 | 4千円 |
| 災害対策業務手当 | 職員が屋外の防災作業若しくは救助又は避難所の開設で、災害対策本部若しくは水防本部からの指示により行ったもの又は管理者が認定したものに直接従事した場合 | １日につき　500円 | 0千円 |
| 電気主任技術者手当 | 電気主任技術者として、電気工作物の取扱いについて、電気事業法（昭和３９年法律第１７０号）第４４条第１項第１号に規定する第１種電気主任技術者免状又は同項第２号に規定する第２種電気主任技術者免状の交付を受けていることを要する業務に従事した場合 | 月額　5,000円 | 0千円 |
| 賦課徴収手当 | 職員が下水道使用料、下水道事業受益者負担金、都市計画下水道事業区域外流入分担金、都市計画区域外公共下水道事業分担金、コミュニティ・プラント使用料、コミュニティ・プラント事業分担金、集落排水処理施設使用料、集落排水事業分担金、前処理場使用料、前処理場処理済汚水使用料又は水洗便所改造資金貸付金の納付義務者の住居又は事業所に立ち入って滞納に係るこれらの使用料、負担金、分担金又は償還金を徴収する業務に従事した場合 | １日につき　250円 | 29千円 |
| 下水処理現場等作業手当 | 次の①から④までに掲げる場合<br>①技能労務職給料表適用職員が下水処理場（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における、汚水を最終的に処理するための施設を含む。以下同じ。）の沈砂池、沈殿池若しくはばっ気槽内若しくは下水清掃用バキューム車（コミュニティ・プラント及び集落排水処理施設における汚水清掃用バキューム車を含む。以下同じ。）のタンク内において行う泥の除去作業又は下水処理場、下水ポンプ場、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設におけるポンプ場のスクリーンに付着したごみ等の除去作業（スクリーンの清掃装置の操作によるごみ等の除去作業を除く。）に従事した場合<br>②技能労務職給料表適用職員が下水処理場におけるごみ、泥等の運搬作業（運搬車へのごみ、泥等の積込作業を含む。）又は下水清掃用バキューム車若しくは汚泥運搬車の運転に従事した場合（①又は③に掲げる場合を除く。）<br>③技能労務職給料表適用職員が下水処理、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水の排除のために設けられた管きょ、ます若しくはマンホール（「下水の管きょ等」という。以下同じ。）に立ち入って行う汚泥等の除去作業又はジェットクリーナー車若しくはグリットスイーパー車による下水の管きょ等の清掃作業に従事した場合<br>④行政職給料表適用職員が汚泥等の付着した下水処理機器、コミュニティ・プラント若しくは集落排水処理施設における汚水処理機器その他これらに付随する設備の点検若しくは補修又は供用を開始した下水の管きょ等に立ち入って行うこれらの施設の点検若しくは補修に直接従事した場合 | <br>１勤務につき　400円<br>１勤務につき　200円<br>１日につき　700円<br>１日につき　200円 | 2180千円 |
| 危険現場作業手当 | 次の①・②に掲げる場合<br>①行政職給料表適用職員が地上又は水面上１０メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督業務に従事し、又は工場等の煙突の地上１０メートル以上の箇所で排煙等に係る検体の採取に従事した場合<br>②行政職給料表適用職員が労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）別表第６に掲げる酸素欠乏危険場所において施設の点検、整備その他の作業に従事した場合 | <br>１日につき　200円<br>１日につき　200円 | 18千円 |

（注）手当ごとに千円未満四捨五入しているため、手当ごとの合計は特殊勤務手当支給実績計と一致しないことがある。